

「持続可能な国土」のイメージ等に関する資料

- 1 . これまでの全国総合開発計画における「自然」に関する記述の主な特色 … 1

- 2 . 「21世紀の国土のランドデザイン」の策定過程における「持続性」の考え方 … 9

- 3 . 「環境基本計画」、諸外国の環境総合計画等における「持続可能性」に関する記述…10

1. これまでの全国総合開発計画における「自然」に関する記述の主な特色

	全国総合開発計画 (昭和37年10月:池田内閣)	新全国総合開発計画 (昭和44年5月:佐藤内閣)	第3次全国総合開発計画 (昭和52年11月:福田内閣)	第4次全国総合開発計画 (昭和62年6月:中曽根内閣)	21世紀の国土の「ランドデザイン」 (平成10年3月:橋本内閣)
「自然」のとらえ方		人間の社会は、複雑で精ちにバランスしている自然の秩序の一部として存在している。 自然は、現代ならびにつぎの世代のために保護、保存されるべき貴重な国民の資産。	我々は長い歴史を通じて、この多様で変化の多い自然と接し、あるいは、働きかけることによって生活を支え、また、文化の母体としての人間の知恵や感情を育ててきた。このような自然とのかかわりかたを未来に継承する。	緑や水及びこれらとともに自然の系を構成する大気、長い歴史と風土によりはぐくまれた歴史的環境などは、人間活動と良好な生活環境を支える重要な要素である。	自然の恩恵と脅威という二面性を念頭に置きつつ、21世紀における人と自然の望ましい関係の構築を目指す。
基本的な目標・課題における「自然」の扱い	都市の過大化の防止と地域格差の縮小を配慮しながら、わが国に賦存する自然資源の有効な利用等を通じて、地域間の均衡ある発展をはかる。	「長期にわたる人間と自然との調和、自然の恒久的な保護・保存」や「開発可能性の全国土へ拡大均衡」等の基本的課題を調和しつつ、高福祉社会を旨として、人間のための豊かな環境を創造する。	限られた国土資源を前提として、地域特性を生かしつつ、歴史的、伝統的文化に根ざし、人間と自然との調和のとれた安定感のある健康で文化的な人間居住の総合的環境を計画的に整備する。	安全で美しい国土を21世紀に引き継ぐことが基本的な課題である。	自然災害等に対し国土の安全性の向上、暮らしの安心の確保。人類の生存基盤である環境と資源の有限性を認識し、恵みをもたらす豊かな自然を持続可能な形で享受し、将来に継承する。
人と自然のかかわり方の認識	(過去)	経済社会の発展に伴う、自然系から半自然系、人工系への国土利用の変化の過程において、科学技術文明の進歩により、人間の精神的、肉体的活動の拡大をもたらしながら、新しい環境をつくり上げてきた。	人々は、長い歴史を通じて、豊かな自然と、自然災害を受けやすい国土の自然条件に賢明に対応し、一方で自然の恵みを享受し、人工を加えつつ、国土への蓄積を高めることによって生活を豊かにしてきた。	緑や水などの豊かな環境は、長年にわたる人間と自然の営みの所産である。	我が国は、多様で変化に富んだ美しい自然環境を有している一方で、地震災害、風水害等の自然災害を受けやすいという条件にあり、このような国土の条件と歴史の中で、人と自然との様々なかかわり方が培われてきた。
	(現状)	社会の発展の過程においても、自然の秩序を無視した人間の行為や文明に対する制御が不十分であることに起因し、自然環境の破壊や災害や公害の発生など、環境悪化の現象が生じている。	経済社会の発展や都市化と工業化の過程において、自然の許容限度を超えた開発や国土の自然条件との対応を無視した国土の利用によって環境の破壊や喪失を進行し、災害の脅威を増大させる結果を招いた。	近年の国土の状況は、都市化の進展等に伴い自然との接触機会が著しく減少しており、人と自然とのかかわりの回復や、良好な生活環境を求める国民のニーズは強い高まりをみせている。	近代化、都市化の過程で自然との接触が減り、生活様式が変化する中で、自然認識は希薄化してきており、人と自然の新たな関係が模索されている。
(今後)	観光資源とくに国立公園等に存在する自然の景観、史跡、名勝、天然記念物等の文化財の積極的な保護。 国土保全事業の使命は、水害から人命の保護、安定した経済活動を保障する安全な場の形成。	拡大し続けている人間活動に対応して、自然の秩序に対する配慮のもとに、単に効率性の観点からばかりでなく、安全性、快適性のあるものとして、人間尊重の視点から望ましい環境を創造しなければならない。	自然環境の保全と回復を通じて、生活の中に自然とのふれあいを取りもどすとともに、自然が国土の保全と利用に対して持つ多様な意味を再確認して、国土の自然条件に即応した国土の保全と利用を図る必要がある。	人間の諸活動と自然の営みとの安定的な関係を再構築しつつ、今後これらストックの保全、充実を図り、清浄な大気や静穏な環境をはじめ、緑と水に恵まれた国土を積極的に形成していくことが課題である。	自然の恩恵と脅威という二面性を念頭に置きつつ、21世紀における人と自然の望ましい関係の構築を目指す。

これまでの全国総合開発計画における「自然」に関する主な記述（抜粋）

1．全国総合開発計画（一全総）（昭和37年10月5日）

まえがき

- 1 国土総合開発の究極の目標は、資源の開発、利用とその合理的かつ適切な地域配分を通じて、わが国経済の均衡ある安定的発展と民生の向上、福利の増進をはかり、もつて、全地域、全国民がひとしく豊かな生活に安住し、近代的便益を享受しうるような福祉国家を建設することにある。

（中略）

第1章 総説

第2節 全国総合開発計画の目標

この計画は、「国民所得倍増計画」および「国民所得倍増計画の構想」に即し、都市の過大化の防止と地域格差の縮小を配慮しながら、わが国に賦存する自然資源の有効な利用および資本、労働、技術等諸資源の適切な地域配分を通じて、地域間の均衡ある発展をはかることを目標とする。

（中略）

第5章 国土保全施設の整備

1 基本方向

国土保全事業の使命は、水害から人命を保護し、かつ、安定した経済活動を保障する安全な場を形成することにある。一般に、各地域の災害に対する安全度を高めることが、産業の発展を間接的に保障し、ひいては国の繁栄をもたらすこととなる。したがって、国土保全事業は各地域において水害の防除につとめ、民生の安定に資することはもとよりであるが、とくに拠点開発方式を推進するため、国民経済発展の原動力となる既成大集積地帯および各種開発地区に対して、その安全をはかることが必要となる。

（以下略）

2．新全国総合開発計画（二全総）（昭和44年5月30日）

前文

3 政策課題と国民の選択

人間の社会は、複雑で精ちにバランスしている自然の秩序の一部として存在しており、経済社会の発展に伴い、山林、原野、河川等自然系と農耕地等半自然系と都市等人工系から構成されている国土利用を、たえず変化させ、科学技術文明の進歩により、人間の精神的、肉体的活動の拡大をもたらしながら、新しい環境をつくり上げてきた。

しかしながら、このような社会の発展の過程においても、自然の秩序を無視した人間の行為や文明に対する制御が不十分であることに起因し、生活の場としての環境形成の総合的な対応が遅れて、自然環境の破壊によるいこいの場の減少あるいは災害や公害の発生など、環

境悪化の現象が生じている。

このような、つねに流動し拡大し続けている人間活動に対応して、自然の秩序に対する配慮のもとに、単に効率性の観点からばかりでなく、安全性、快適性のあるものとして、人間尊重の視点から望ましい環境を創造しなければならない。

(中略)

第一部 国土総合開発の基本計画

第1 計画策定の意義

2 計画の目標

(1) この計画の基本的目標は、つぎの4つの課題を調和せしめつつ、高福祉社会を旨として、人間のための豊かな環境を創造することである。

ア 長期にわたって人間と自然との調和を図り、また、将来都市化の進展に伴っていっそう深刻化すると考えられる国民の自然への渴望に応ずるために、自然を恒久的に保護保存すること。

(中略)

第4 計画の主要課題

3 環境保全のための計画

3-1 自然および歴史的環境の保護保存に関する主要計画課題

(1) 自然の保護保存

人類は、自然を開発利用することによって生活の場を拡大し、今日の繁栄をもたらしたが、都市化の進展とともに国民の自然への渴望はいっそう深刻化し、いまや、自然は、現代ならびにつぎの世代のために保護、保存されるべき貴重な国民の資産となっており、学術研究、レクリエーション、国土保存あるいは生産の場として森林、山岳、湖沼、海岸、海中等の自然を保護、保存し、さらに、都市環境のなかに自然を積極的に創出することは、きわめて重要である。

(中略)

3-2 国土保全および水資源の開発に関する主要計画課題

(1) 国土保全の推進

わが国土は、国土保全施設の整備が進められているにもかかわらず、地形急しゅんで、平坦地が少なく、四面海に囲まれ、台風、集中豪雨等により、山地崩壊、洪水、高潮等の自然災害発生の可能性は依然として大きく、加えて、地震多発地帯に位置し、また、特殊土じょう、海岸侵食、豪雪等の特殊な自然環境のもとに置かれる等、災害発生の問題がある。一方、わが国経済社会の工業化、都市化が急速に進行して、国土の利用形態は大きな変化を遂げ、これに伴って災害の態様も大きく変化し、災害に伴う被害は甚大なものとなる可能性がある。

このような条件のもとで、人間生活における安全性と快適性を確保するため、全国土にわたり、その利用形態の変化に対応して、災害に対する国土の安全度をいっそう向上させることが国土保全の課題である。

(以下略)

3. 第三次全国総合開発計画（三全総）（昭和52年11月4日）

第1 計画の基本的目標

1 計画の基本的目標

(2) 国土の保全と利用

我が国土は、四季の変化に恵まれ、また南北に長く変化に富んだ地形条件によって、多様な気象条件と多彩な植物相を持ち、人間と自然とのかかわりあいは豊かなものとなっている。一方、台風常襲地帯、地震多発地帯に位置し、かつ、急峻な地形、不安定な地殻構造や火山活動による地質、土壌条件から、洪水、地すべり、土砂崩れ、高潮、津波、海岸侵食等の自然災害を受けやすく、更に、平地に乏しく、洪水、高潮の危険度の高い沖積平野を中心にして経済社会活動を営む宿命により、国土は自然災害に対して脆弱な構造を持っている。

長い歴史を通じて、人々は、このような国土の自然条件に賢明に対応し、一方で自然の恵みを享受し、他方で自然となじみ合い、長い時間をかけて人工を加えつつ、国土への蓄積を高めることによって生活を豊かにしてきた。それぞれの地域の伝統的な生活様式や文化、風土等も、地域に固有の地形、地質、気候等の自然条件に対応して形成されてきたものであり、それらが我が国の文化の母体となっている。そのような長い歴史を通じて、数億にのぼる人々の国土での営々たる営みと自然の営みとが有機的に総合された結果としての蓄積が今日の国土を形成している。

一方、我が国の人口は、明治以降1世紀にわたって急増を続け、その間、経済社会の発展を伴いつつ、都市化、工業化によって国土の利用は激しく変化した。

この発展と変化は、国民の生活水準を飛躍的に向上させたが、他方で人々の生活における自然や国土とのかかわりあいの感覚を次第に弱め、自然の許容限度を超えた開発や国土の自然条件との対応を無視した国土の利用によって環境の破壊と喪失が進行し、災害の脅威を増大させる結果を招いている。特に、河川の氾濫又は洪水・高潮の危険のある区域へ人口、産業の高密度な集積が無秩序に進行したため、ひとたび災害が発生した場合、甚大な被害が発生することとなり、国民生活は災害の危険にさらされている。また、人口の都市集中に伴う農山漁村の過疎化は、国土の管理主体を失うことによって国土の荒廃をもたらし、国土保全の観点からも対応に迫られている。

このような国土の現状に対処して、国民生活におけるうるおいの回復と安全、安定の確保とを図るための国土の保全と利用が国土総合開発の基本的課題となっている。

このため、自然環境の保全と回復を通じて、生活の中に自然とのふれあいを取りもどすとともに、自然の地形、気象、植生等が国土の保全と利用に対して持つ多様な意味を再確認して、国土の自然条件に即応した国土の保全と利用を図る必要がある。同時に、国土の利用は、超長期の展望の下に、経済社会の変化に対応できるよう先見的、先行的に計画、実施されなければならない。

（中略）

(4) 計画の基本的目標

この計画の基本的目標は、限られた国土資源を前提として、地域特性を生かしつつ、歴史的、伝統的文化に根ざし、人間と自然との調和のとれた安定感のある健康で文化的な人間居住の総合的環境を計画的に整備することである。

（中略）

第4 主要計画課題

1 国土の管理に関する計画課題

(1) 自然環境の保全

国民の生活の基盤である国土は、人間が自然に働きかけて、経済的、文化的な価値を生み出してきた過去から現在に至る人間の諸活動と自然の相互作用の蓄積の総体であり、未来に受け継ぐべき最も基本的な財産である。

我が国の自然環境の特色は、自然の作用を利用し、人工の系が自然の系と有機的にバランスを保ちつつ、二次的な自然を形成してきたことにある。我々は長い歴史を通じて、この多様で変化の多い自然と接し、あるいは、働きかけることによって生活を支え、また、文化の母体としての人間の知恵や感情を育ててきた。このような自然とのかかわりかたを継承しつつ、未来に向かって新しい歩みを進めていくには、自然の恵沢を十分に受ける国土をつくりあげていくとともに、国土の管理主体でもある国民一人ひとりの日々の生活の中に、自然とのふれあいを確保していくことが重要である。

(中略)

(3) 水系の総合的管理

国土保全施設の整備が進められているにもかかわらず、都市化等開発の急速な進展により、国土保全施設の整備水準や施設整備の進ちょく速度と国土利用との不均衡が生じ、洪水等自然災害の危険性が拡大し、災害が多発している。

(中略)

このような現状に対処して、安定し安全な国土の確保を図ることが課題であり、国土を生態系が創出・維持され、人間の諸活動が営まれている生命ある微妙な自然系としてとらえ、流域の規模、流域内平地の割合と分布形、流域内山地の起伏の程度と分布形、流域内都市の規模と立地形等自然的、社会的特性に応じて、それぞれの水系の持つ流域ごとに水系管理の基本的方向を明らかにする必要がある。

(以下略)

4. 第四次全国総合開発計画(四全総)(昭和62年6月30日)

第 章 計画の基本的考え方

第2節 計画の基本的目標

(1) 国土計画の基本的課題

3) 安全で質の高い国土環境の整備

安全で美しい国土を21世紀に引き継ぐことが、基本的な課題である。

国民の安全を確保することは、安定した人の国土のかかわりのための基礎的条件であり、良好な国土管理により安全な国土を形成するとともに、都市化、情報化、技術革新等が進展する中で、複雑、多様化していく災害への確に対応し、あらゆる側面で国民生活の安全性を確保していくことがますます重要になる。

また、生活水準の向上、高齢化の進展、自由時間の増大等に伴い、新しい豊かな住まい方に対するニーズが高まっており、文化性に富み、生涯学習や医療、福祉へのアクセスが

容易で、ゆとりの安心感のある質の高い地域環境の整備が求められている。さらに、豊かな森林や水、清浄な大気、静穏な環境の確保、様々な恵みをもたらす自然環境や歴史的環境、良好な街並みの保全及び複雑化していく環境問題への対応などにより安定したうらおいのある国土を形成することが必要となる。

(中略)

第 章 計画実現のための主要施策

第 1 節 安全でうらおいのある国土の形成

(1) 安全で緑と水に恵まれた国土の形成

我が国は、風水害、雪害等を繰り返し被るほか、比較的規模の大きい地震や火山噴火が多発するという条件下にあり、また、山がちで平地の少ない国土の上で、世界にもまれな極めて高密度な経済社会活動を展開している。定住と交流の諸活動を活発化させるためには、人々の活動の舞台であるこうした国土を、安全で緑と水に恵まれた国土として整備していく必要がある。

しかしながら、近年の国土の状況は、都市化の進展等に伴い自然との接触機会が著しく減少しており、人と自然とのかかわりの回復や、良好な生活環境を求める国民のニーズは強い高まりをみせている。緑や水などの豊かな環境は、長年にわたる人間と自然の営みの所産であり、人間の諸活動と自然の営みとの安定的な関係を再構築しつつ、今後これらストックの保全、充実を図り、清浄な大気や静穏な環境をはじめ、緑と水に恵まれた国土を積極的に形成していくことが課題である。

また、近年、洪水等の広域的な災害に加えて、土砂災害等の局部的、突発的な災害が目立つようになっており、着実な整備が進められているものの、国土保全施設整備の相対的な立ち遅れや森林の管理水準の低下等による国土の潜在的危険性の増大が危ぐされている。一方、都市化、情報化の進展など社会経済環境の変化に伴って災害の態様は著しく複雑、多様化するに至っており、特に大都市圏においては、大規模地震等による広範かつ多面的な被害の発生が懸念されている。そのため、国土保全施設の整備や多様な変化に適切に対処した防災対策と計画的土地利用を進め、安全な国土の形成を図ることが課題である。

(中略)

(5) 環境の保全

緑や水及びこれらとともに自然の系を構成する大気、長い歴史と風土によりはぐくまれた歴史的環境などは、人間活動と良好な生活環境を支える重要な要素である。これらの恩恵を将来にわたって持続的に享受できるよう環境の保全を進める。

(以下略)

5. 「21世紀の国土のグランドデザイン」(5全総)(平成10年3月31日)

第 部 国土計画の基本的考え方

第 1 章 21世紀の国土のグランドデザイン

第 1 節 国土をめぐる諸状況の大転換

1 国民意識の大転換

我が国は、20世紀型の経済発展を通じて経済の量的拡大を遂げてきた一方で、生活、環境、文化、産業の面で様々な問題を抱えている。そのような状況を背景として生じた、価値観、生活様式の多様化は、我が国の経済社会が個性の尊重、多様性の重視という観点に立って、効率性の向上と併せて人の活動と自然との調和を含めた質的向上を目指すべき段階に入ったことを示している。

(中略)

都市化が進み、日常の中で自然に親しむ機会が減少するにつれて、生活の利便性よりも自然とのふれあいを重視するという自然志向の高まりがみられ、自由時間を過ごしたり、子供を育てる場として、自然の豊かな地域を高く評価する人々が増えている。清浄な水、空気を求める人々の欲求が強まるなど生存基盤としての環境も強く意識されるようになってきている。また、「克服すべき自然」という観念にとらわれない、人と自然との新たな関係が模索される中で、自然災害への対応についても、災害を未然に防止する方向だけで考えるのではなく、その発生を前提にいかに柔軟に対応するかという考え方が広まりつつある。

(中略)

第 2 章 計画の課題と戦略

第 1 節 基本的課題

(国土の安全と暮らしの安心の確保)

第2に、大規模な地震を始めとする様々な自然災害等に対し国土の安全性を向上するとともに、長期的に見込まれる人口減少・高齢化、世界的な気候変動や地球資源の減少に対し、暮らしの安心を確保する。

阪神・淡路大震災を契機に、改めて災害に対する安全の大切さが認識され、国土の安全性の確保や危機管理体制の充実が一層強く求められている。我が国の国土が自然災害を発生しやすい特性を有していること等を踏まえ、自然との共存や国土構造上の災害対応力の向上という視点も含め、災害に対し粘り強く、かつ、しなやかに対応していくことが重要である。

(恵み豊かな自然の享受と継承)

第3に、人類の生存基盤である環境と資源の有限性を認識し、精神的、物質的な恵みをもたらす豊かな自然を持続可能な形で享受しつつ、将来に継承する。

国土の自然環境は、国民がゆとりと美しさに満ちた暮らしを営む上で不可欠な精神的、物質的恵みをもたらす存在であるとともに、人類共通の生存基盤である地球環境と一体をなすものであり、自然と人間との豊かなふれあいを保ちつつ、これを美しく健全な状態で将来世代に引き継いでいくことが求められる。

(中略)

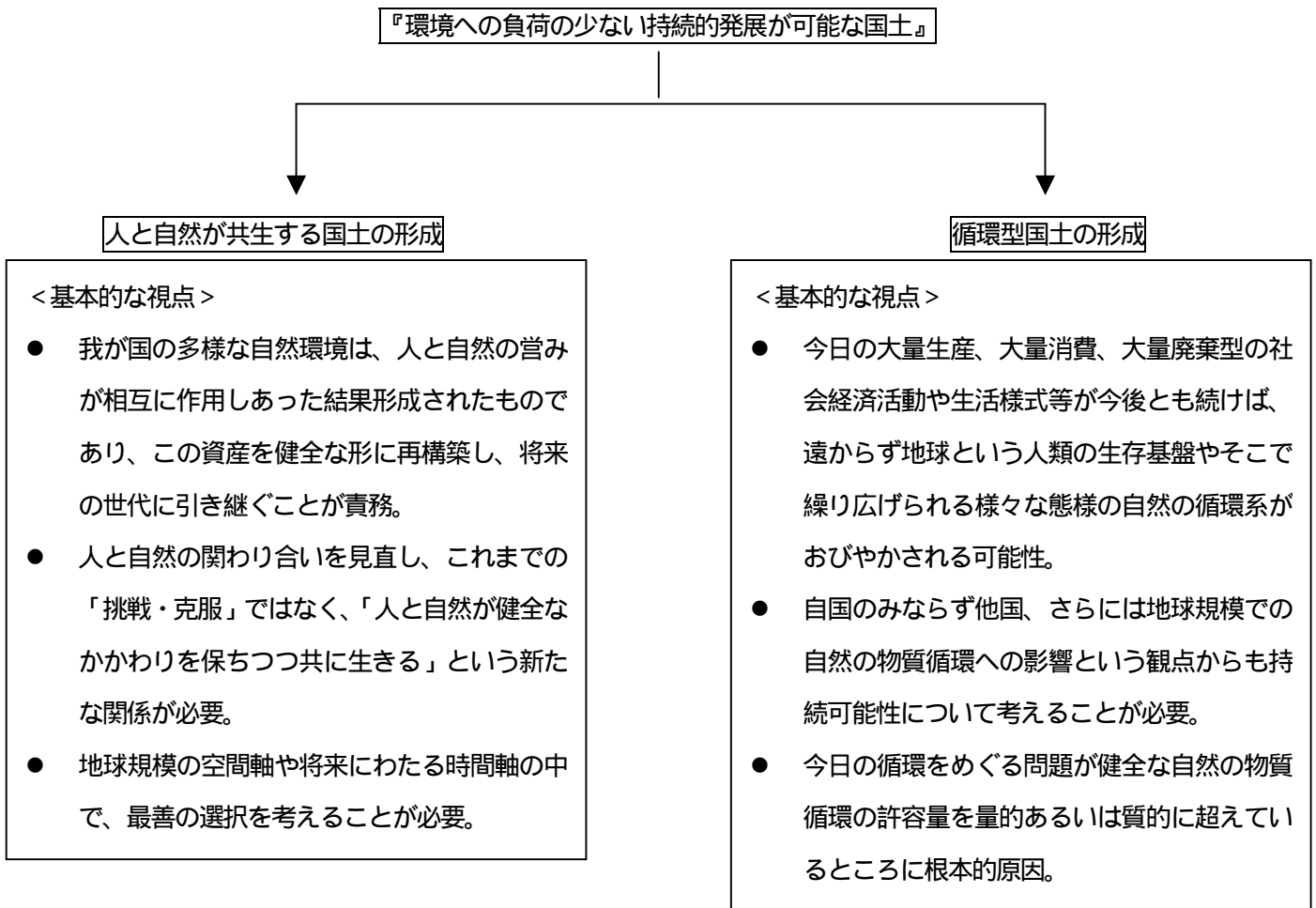
第2部 分野別施策の基本方向

第1章 国土の保全と管理に関する施策

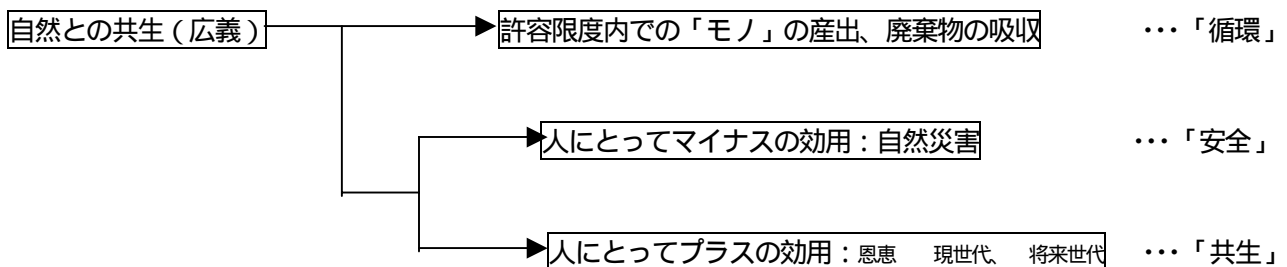
自然の恩恵と脅威という二面性を考慮しつつ、安全で自然豊かな国土づくりを進める必要がある。我が国は、多様な動植物が育まれ、変化に富んだ美しい自然環境を有している一方で、地震災害、風水害等の自然災害を受けやすいという条件にあり、このような国土の条件と歴史の中で、人と自然との様々なかかわり方が培われてきた。その中で、環境を持続的に維持しながら、自然を有効に活用する生活の知恵や、平常時は表に出ないが、災害時に避難行動や相互扶助等の形で現れる「災害文化」とも呼び得る地域の潜在的文化が根をおろしてきた。近代化、都市化の過程で自然との接触が減り、生活様式が変化する中で、このような自然認識は希薄化してきており、改めて自然の二面性を念頭に置きつつ、21世紀における人と自然の望ましい関係の構築を目指す。

(以下略)

2. 「21世紀の国土のグランドデザイン」の策定過程における「持続性」の考え方



「自然との共生」についての整理



3. 「環境基本計画」、諸外国の環境総合計画等における「持続可能性」に関する記述

「環境基本計画」における持続可能な社会のイメージ及び実現するための長期的目標

持続可能な社会のイメージ

- 人類の生存基盤である環境はもとより、経済、社会の側面からも高い質の生活を保障する社会
- 環境と社会経済活動の間との健全な関係が築かれた社会
- 資源やエネルギーの使用が効率化され、環境負荷が低減された社会
- 物質が循環的に利用される社会
- 多様な生態系が健全に維持され、人と自然との豊かなふれあいが確保された社会
- 環境を大切にする考え方が広がり、私たちみんなが自然に環境保全に取り組める社会
- よりよい地球環境の形成に向けてリーダーシップを発揮する社会



4つの長期的目標

- 循環** 環境への負荷を少なくし、循環を基調とする社会経済システムを実現する。
- 共生** 社会経済活動と自然環境が調和した自然と人間との共生を確保する。
- 参加** あらゆる主体が環境保全に関する行動に参加する社会を実現する。
- 国際的取組** 国際的イニシアティブを発揮して、国際的取組を推進する。

(出典)環境基本計画<環境の世紀への道しるべ>のあらまし(パンフレット)

「循環型社会白書」における循環型社会に向けた3つのシナリオ

シナリオA: 技術開発推進型シナリオ



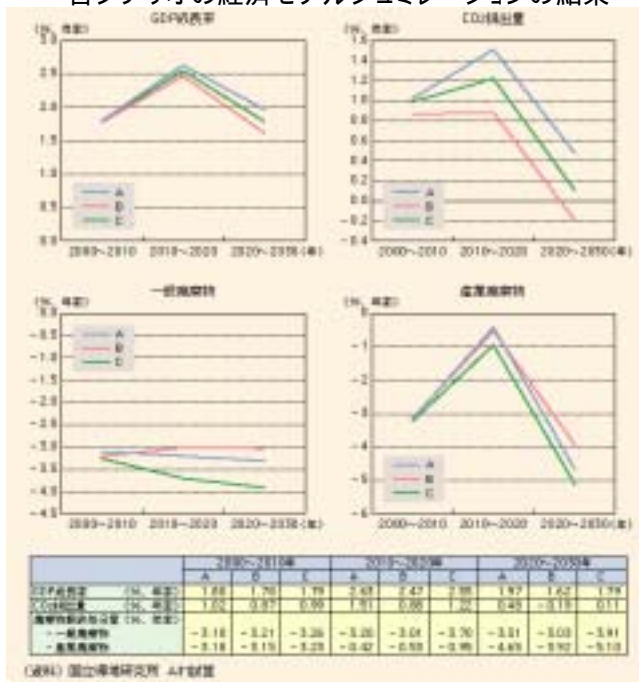
シナリオB: ライフスタイル変革型シナリオ



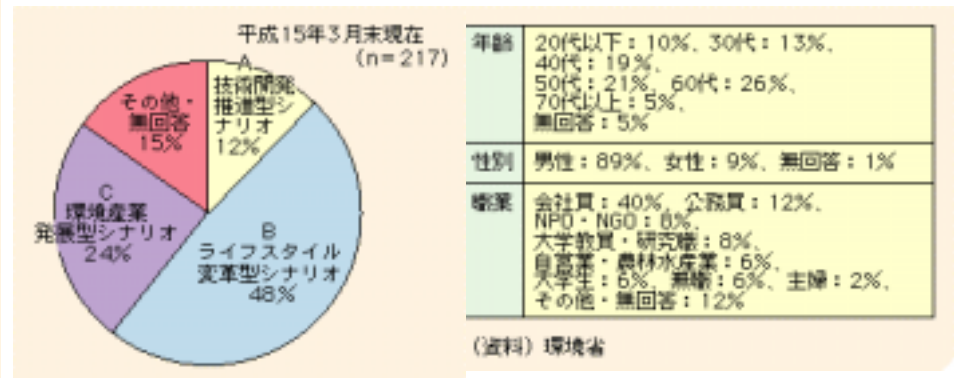
シナリオC: 環境産業発展型シナリオ



各シナリオの経済モデルシュミレーションの結果



各シナリオに関するアンケートの結果



諸外国の環境総合計画等における「持続可能性」に関する記述

1. オランダ 「National Environmental Policy Plan 3 (1998年)」

持続可能な開発の元では、環境が清浄で、汚染や攪乱がないということだけでなく、現在と将来の人々全てが良質の自然資源を入手できなければならない。そして、自然資源の配分と資源へのアクセスが、オランダ国内のみならず全世界において公平でなければならない。

特に、地球規模の視点からは、人々のニーズを満たすために必要な資源を入念に管理しなければならない。オランダは、社会、経済、生態系という点で世界の一部を成していることから、国際的な文脈の中でのみオランダの持続可能な開発が達成できる。オランダにおける生産や消費が他の環境劣化を招くような、環境問題を単純に他の国や地域に押しつけるようなことを避けなければならない。同時に、福利や生活水準の向上を目指して、自由市場や国境の開放、国際競争が提供する機会を活かさなければならない。

2. ドイツ 「Draft Programme for Priority Areas in Environmental Policy(ドイツ連邦環境省独自の試案、1998年)」

持続可能性管理のルールとして、次の3つを挙げている。

1. 再生 (Regeneration)

再生可能な自然材(木材、水産資源など)は、長期的にはそれらの再生量の限度内で使用されるべきである。そうでなければ、将来の世代がそれらの自然材を利用することができなくなってしまう。

2. 代替 (Substitution)

再生不可能な自然材(鉱物、化石燃料など)は、それらの機能が他の物質やエネルギー源によって代替可能な分だけ使うことができる。

3. 順応性 (Adaptability)

物質やエネルギーの放出は、長期的には生態系(気候、森林、海洋)が順応できるレベルより高くなってはならない。

3. EU 「第5次環境アクションプログラム(1992年)」

持続可能な開発達成のための具体的な必須事項

- ・ 地球に賦存する資源(raw materials)は有限であるから、廃棄物の発生を回避し、自然資源の枯渇を防ぐため、最適な再利用とリサイクルを促進するような加工、消費、利用の各段階における物質の流れを管理しなければならない。
- ・ エネルギーの生産と消費を理にかなうように行わなければならない。
- ・ 社会そのものの消費や行動が変革されなければならない。

4. イギリス 「A Better Quality of Life (1999年)」

持続可能な開発の概念の根本は、現在及び将来の世代の誰にとってもよりよい生活の質ということである。そして、次の4つの目的をイギリスが、また、世界が達成することである。

1. 各人のニーズを認識した社会の進展

繁栄や清浄で安全な環境の便益は各人が享受しなければならない。我々は、サービスへのアクセスを改善し、社会的排除に取り組み、貧困や劣悪な住宅、失業、汚染による健康への脅威を低下させなければならない。将来の世代や他国の人々を含む、我々以外の人々を不平等に扱うことによって我々のニーズを満たしてはならない。

2. 環境の効果的な保全

気候変動のような地球規模の環境への脅威を制限し、劣悪な大気の質や湯右岸化学物質といった危険から人々の健康や安全を保護し、野生生物や景観、歴史的建造物等人々が必要とするものあるいは価値を認めるものを保護しなければならない。

3. 自然資源の思慮深い利用

自然資源の思慮深い利用とは、石油やガスといった再生不可能な資源の利用を否定することではない。我々は、それらを効率的に利用し、順を追って代替物を開発する必要がある。水などの再生可能な資源については、資源を危険にさらされないよう、被害や汚染を起こさないような方法で利用されなければならない。

4. 高く安定した経済成長と雇用の維持

各人が高い生活水準と拡大した雇用機会を享受できるように、高く安定した経済成長と雇用を維持する。イギリスは、急速に変化する世界における貿易国である。我々の国が繁栄するため、企業は、世界中の消費者が望むような高品質の財やサービスを支払可能な価格で提供しなければならない。そのためには、21世紀に必要な教育や技術を身につけた労働力を備えなければならない。そして、そのための投資を行なうビジネス部門とそれらを支えるインフラが必要である。

5. カナダ

「Environment Canada's Sustainable Development Strategy (カナダ環境省、1997年)」

カナダ環境省は、意思決定における環境、経済、社会面での配慮の統合を持続可能な開発と解釈している。従って、環境、経済、社会の相互依存的かつ相互補強的な3つの要素が配慮された場合、持続可能な開発に向けた実績をあげているといえる。持続可能な開発の原則を公共政策に適用する場合は、地方、国、地球レベルで、計画の将来像や意思決定に3つの要素を盛り込むような統合的なアプローチが好まれる。

「A Guide to Green Government (1995年)」

持続可能な開発の概念

- ・ 持続可能な開発とは、経済的福祉に関する伝統的な方策ではない。生活の質と福利（幸福）は、多くの要素（所得、健康状態、教育レベル、文化的多様性、生き生きとしたコミュニティ、環境の質、自然の美）に世って決定される。これらの要素は持続可能な開発の等式に含まれるものである。生活の質に関して、経済成長は重要な役割を果たす。なぜなら、我々の教育や健康の維持強化、環境保全といった我々の福利の向上のための富を提供するからである。
- ・ 従って、これらの多くの要素を考慮するための計画立案や意思決定の統合的アプローチが必要となる。過去においては、環境政策は一般的に反動的（問題が発生した後で対応する）であった。また、ある人は、環境保護は経済開発にとっての障壁であると認識していた。カナダ国民は、自らの健康や経済的繁栄は環境の状況に影響を受けるということを、ますます理解するようになってきた。同様に、健全な経済は仕事、収入、富（健全な環境を確保するために必要な科学技術の開発や投資に必要）を提供してくれる。計画立案と意思決定における統合的アプローチは、持続可能な開発の社会、経済、環境といった領域のそれぞれ、また全てにおける進歩を保証するものである。
- ・ この統合的アプローチは、公正に対する公約を含むものでなければならない。持続可能な開発においては、単に富を創造し、環境を保護するだけでなく、その公正な配分を確保する必要がある。発展に伴う費用と便益の公正な分担・配分は、国や世代間で、また貧しい者と富める者の間で達成されなければならない。カナダ国民は、将来の世代に遺す財産（自然資産、経済機会、健康を決定する要因）にとりわけ関心を持っている。多くの場合、持続可能な開発の世代間の局面が、この概念を実行するためのかぎである。

6. アメリカ 「Towards Sustainable America（持続可能な開発に関する大統領諮問委員会、1999年）」

持続可能な開発に向けての国家目標

1. 健康と環境

各人が、自宅、職場、余暇において、清浄な大気と水、健全な環境を享受できる。

2. 経済的繁栄

ますます競争の激しくなる世界において、全ての人々に有意義な仕事を創出し、貧困を削減し、質の高い生活を提供するのに十分な成長を遂げる健全なアメリカ経済を維持する。

3. 公正

全ての米国人に、公正と、経済・環境・社会面の幸福を追求する機会を保証する。

4. 自然保護

我々と将来の世代の社会・経済・環境面での長期的な便益が保証されるような方法で、土地、大気、水、

生物多様性などの自然資源を、利用し、保全し、回復する。

5 . スチュワードシップ

個人、組織、企業が、自らの行動の経済・環境・社会面での影響に対して責任を全うすることを強く奨励するような、スチュワードシップの倫理が広く支持されるようにする。

6 . 持続可能な地域社会

自然・歴史的資源が保護され、仕事があり、スプロールが抑制され、近隣住区が安全で、生涯教育が行われ、交通手段と保健医療へのアクセスが可能で、全ての市民が自らの生活の質を向上させる機会を有するような、健全な地域社会を作り上げるため、人々の協働を促す。

7 . 市民参加

市民、ビジネス、地域社会に影響を与えるような自然資源・環境・経済にかかる意思決定の過程に、各主体が参加する十分な機会を創出する。

8 . 人口

アメリカの人口を安定化させる。

9 . 国際的責任

持続可能性の実現に貢献するような、地域規模の持続可能な開発政策、行動の標準、貿易や外交政策の立案、実施において、リーダーシップを発揮する。

10 . 教育

全ての米国人が、有意義な仕事、質の高い生活、持続可能な開発に係る概念の理解に対する用意ができるよう、教育や生涯教育の機会への平等なアクセスを保証する。

7 . ニュージーランド 「Environment 2010 Strategy (環境 2010 戦略)(1995年)」

環境 2010 戦略のビジョンは、「自然と人々のニーズ・熱望を維持するような、清浄で、健康で、ユニークな環境」であり、環境にとっては、次のような意味を持つ。

- ・ 大気、水、土壌、生態系の生命維持能力が保全されている
- ・ 生物多様性やすばらしい景観が保全されている
- ・ 現代と将来の世代のニーズに応えられるような持続可能な開発のための基礎が提供されている
- ・ 人々のニーズ(特に雇用、食料、衣服、住居、教育)が満たされている
- ・ 安全で健康である
- ・ 自然資源及び再生可能な資源が再生される以上の速度で消費されない
- ・ 自然の財産 (taonga of Maori) が保護され、マオリ族の環境に関する文化活動が行われている

- ・ アウトドアを楽しむ人々にとって余暇やレクリエーションの機会が提供されている

このような環境ビジョンは、全体的 (holistic) なものであり、人々、自然、物理的環境の相互依存と相互作用を認識したものである。これは、マオリ族の世界観と一貫性をもつものである。また、声、選択、個人の安全を含む、民主的で自由な責任を全うする社会の核心的な価値を尊敬し支援するものである。

8 . オーストラリア 「National Strategy for Ecologically Sustainable Development (生態学的に持続可能な開発のための国家戦略)(1992年)」

生態学的に持続可能な開発とは、生命を支える生態学的プロセスが維持され、現在と将来の生活の統合的な質が向上するように、コミュニティの資源を利用し、保全し、増加させることである。生態学的に持続可能な開発が達成されたといえるような具体的なポイントはないが、思考、行動、意思決定における次のような主要な変化がオーストラリアにおける生態学的に持続可能な開発を支援するであろう。

- ・ 我々は、我々の意思決定や行動が、オーストラリアや国際社会、生物圏にとって経済・社会・環境面でどのような意味を持つのかを、統合的に考慮しなければならない。
- ・ そして、意思決定や行動の際に、短期的ではなく長期的な視点を持たなければならない。

9 . スウェーデン 「Sweden in the Year 2021: Toward a sustainable society (「2021年のスウェーデン：持続可能な社会に向けて」スウェーデン環境庁によって作成された冊子であり環境総合計画ではない)(1999年)」

2021年度のスウェーデンは、次のような持続可能な社会として描かれている。

- ・ 我々は、今よりも小さく、エネルギー効率の良い住宅に居住している
- ・ 食料生産に用いられるエネルギーは1 / 3削減されている
- ・ 我々が消費する肉は、すでに開墾された土地で草を食んで育った牛やひつじのものである
- ・ 我々の乗用車はエネルギー効率が高く、店や職場への移動の多くは通信手段によって代替されている
- ・ 60万 ha の農地は、生物エネルギー作物 (bioenergy crop) の栽培にあてられている
- ・ 窒素肥料を用いるなどして集約的に管理される森林もあるが、それよりも多くの森林が自然のまま残されている
- ・ 用具や器具は現在より4倍のエネルギー効率になっている

これはサイエンスフィクションでも1950年代に戻ることでない。再利用やリサイクルの拡大、省エネタイプの蛍光灯の開発など、生活水準を下げずに資源に対する需要を削減するような解決策は実現されつつある。

長期的に持続可能な開発のためには、次の条件が満たされなければならない。

- ・ 人々の健康と環境が被害やその他の問題から保護されている

- ・ 貴重な自然や歴史的環境が保護されている
- ・ 生物多様性が維持されている
- ・ 土壌、水、その他の物理的環境が、生態学的、社会的、文化的、経済的価値が損なわれないような方法で利用されている
- ・ 循環プロセスを構築するため、再利用やリサイクルを含め、エネルギーや原料の保全が促進されている

< 出典 > 「環境基本計画」付録 7：中央環境審議会における主要審議資料より抜粋